

霧島市居住支援協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、霧島市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援、その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置について協議することにより、霧島市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要な事業。

(構成団体)

第4条 本会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、社会福祉法人たちばな会「住まいサポートセンター霧島」に置く。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は構成団体の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、会長、副会長、監事及び各構成団体(会長、副会長及び監事に任用された職員等がいる構成団体を除く。)が、その職員等の中から予め指名したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 総会は、次の事項を議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。

三 設置要綱の制定及び改廃に関すること。

四 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

第7条 総会及び臨時総会は、前条第2項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会及び臨時総会に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

(書面等議決)

第8条 総会及び臨時総会は、緊急を要するもの又は会長がやむを得ないと認めるものについて、前条の規定にかかわらず、書面又は電磁的記録により、委員の賛否を求めて決することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

三 監事 2名

2 会長は、霧島市副市長とする。

3 副会長は、社会福祉法人たちばな会理事長とする。

4 監事は、霧島市長寿介護課長、霧島市生活福祉課長とする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

第4章 部会

(部会)

第11条 第3条の事業に係る専門的事項を協議するため、部会を開催する。

2 部会は、部会長及び各構成団体（第2条に賛同した団体を含む。）がその職員等の中から予め指名したもの（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会長は、部会を総括し、部会を招集して議長を務める。

4 部会長は、互選により選出する。

5 部会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 各構成団体及び第2条に賛同した団体の職員等が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第15条 監事は、事業年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

(秘密の厳守)

第16条 各構成団体及び第2条に賛同した団体の職員等は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項に関しては、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年1月28日から施行する。

この規約は、令和6年5月14日から施行する。

別表（第4条関係）

構成団体
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会鹿児島県本部
特定非営利活動法人 やどかりプラス
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会
社会福祉法人たちばな会
霧島市